

次に、「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

○ 契約課長

それでは、補足説明をいたします。お手元に配付しております入札制度について、資料によりご説明をいたします。

条件付き一般競争入札実施状況についてでございますけれども、1ページをお願いいたします。本年の7月1日から一般競争入札を実施しているところでございますが、10月31日現在の状況につきましてご報告をいたします。左から工事名、工種、等級等、それから予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては10件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、建築一式工事が2件、土木一式工事が8件となっております。土木一式工事8件のうち、5件が鯉田工業団地造成工事における特定建設工事共同企業体によるものでございます。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載をしておりますけれども、84.06%となっております。

次に、2ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけては、上下水道局の一般競争入札の実施状況について記載をいたしております。上下水道局におきましては、10月31日現在で20件の一般競争入札を執行いたしております。その内訳といたしましては、土木一式工事が16件、市外によるものが4件でございます。その落札率につきましては、3ページの一番下の欄に記載しております平均で申しますと、80.95%となっております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただ今の資料及び補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

それでは最初に、今、報告、説明がありました条件付き一般競争入札実施状況について関連してお尋ねをします。資料の1ページの番号で言いますと5番と6番、鯉田工業団地造成1工区工事及び2工区工事についてなんですが、数字上のこともありますが、談合防止に寄与すると、談合による落札率の引き上げを許さないという立場で、この条件付き一般競争入札導入されたわけですが、9月議会の市民経済委員会で都市建設部次長が重大な答弁しています。これにつきましては、私は9月30日の反対討論と10月20日の臨時議会における反対討論で指摘をしております。つまり、省略もありますけれども、いろんな話がいろんなところから来る、市内業者にしてくれとか、何工区に分けなければいかんとか、いろんな雑念が我々設計する側に何かこう変なふうから舞いおりてくる。その中で、やはりこれはやっぱり2工区とか1工区とかいう話じゃないよねという中で、建設部の中で、じゃあ何工区であればスムーズになるのかというようなことを検討したというふうに言っているんですね。市民経済委員会、市長はおられなかったかもしれませんが。その後、私が先ほど言ったところで指摘をしておりますので、この事実については市長もご存知のとおりと思うんです。指名競争入札を条件付き一般競争入札に変えて、談合だとか、そういうものを許さないということに決意を固めたはずなんですが、4月から8月にかけてこういう事態があったということ建設部次長が認めておられるわけです。これについて副市長、どういう感想を持たれておるか、お尋ねします。

○ 副市長

感想ということでございますが、確かに今回、今のような経済情勢の中で、技術的に見れば1工区、2工区、3工区程度が適切ではないかという判断もあったようでございます。ただ、今の建設業界の冷え切った状況を見た場合には、できるだけ多くの業者の方に発注の機会を与

えたほうがいいんじゃないかという判断で、そういうところがいろんなところ、いろんなところというのがどこからかよく理解しがたいところがありますけど、職員の間からか、あるいはよそから来たのかわかりませんが、そこら辺でそういうふうな発言になったのではないかと。でも、今回見てみますと、やはり多くの業者さんに発注の機会を与えるということでは、5工区が何か最大限、分けても5工区までしかなかなか分けづらいというようなところもあったようでございますので、そういう意味では最大限、設計のほうも努力した結果ではないかというふうに理解しております。

○ 川上委員

いろんな話がいろんなところから来ると、職員の中からあるいはその他からと言われましたけども、わからないんですね。わからないということ自身が大変なことだと思うんですよ。もう一月半たっているわけでしょう、この答弁から。それで、これはどこから来たかによっては、相当深刻な話なんですね。ですから、当然ながら市長を始めとしたところで、この問題について調査してしかるべきだと思うんです。それをあなた方は放置していると。放置したまんま臨時議会を招集して同じ議案を出したわけでしょう。これ、非常に市民感覚からいっても、議会の側からいっても、非常に鈍感だと思うんですよ。市長、きょう初めて聞いたことではないと思うんですけれども、副市長の答弁どう思われますか。

○ 市長

この工事は、本当にこの地域の活性化を考えたときに早急にやらなきゃならない。しかし、難工事であることも間違いなかったわけですし、担当部署ではそれぞれ真剣に中身を見たわけですけれども、やはり難しい工事のところもあると。その工事をするには外部の大手の力も借りなきゃならないだろうというような話の流れの中から検討している中で、やはり先ほど副市長も言われたように、やはりこの地域の事業、建設、土木事業そのものも非常に冷え込んでいると、そういうところで難しい工事じゃないところに関しては、我々の地域のほうでできる業者の方をお願いすべきじゃないだろうか。その中で、じゃあ、どれくらいの工区分けをしたらいだろうかという話の流れの中で決まったわけございまして、副市長の今の話は私もそういうふうな感じの流れの中で工区を決めたつもりでございます。

○ 川上委員

私が市長に聞いたのは、いろんな話がいろんなところから来ると、ここなんです。市内業者にしてくれとか、何工区に分けなければいかんとか、いろんな雑念と言ったんです、次長は。しかも、何か変なふうから舞いおりてくるっていうんですよ。舞いおりてくるというのは、下から舞いおりてきませんからね、横からも来ないんですよ。舞いおりてくるんだから上からなんです。上からといえば、飯塚市でいえば市長とか副市長ということになるんですよ。普通そうでしょう、舞いおりてくるんだから。言葉づらの問題じゃないですよ。あるいは、政治家が絡んでおるのであれば、市議会のほうは舞いおりるかどうかわかりませんが、県とか国とかいう話になってくるんですね。もしこれがそのような状況が本当にあるんだしたらね、どういうことになりますかね、飯塚市は。答弁を求めます。

○ 市長

内容等に関して、今みたいに舞いおりる舞いおりないは別として、意見としていろんな例えば議員さんであればある、また業者であればある、それは私は一向に構わないんですけども、それをよしとするかしないかは我々が決めることであって、その意見が私は正しいことであつたりすれば、私は聞かなければいかんと思うし、それが無理なことであれば、我々はそれを拒否すればいいわけでございます。拒否というか耳に入れなければいいわけでございますので、その辺に関しては舞いおりたという感覚じゃなくて、意見として出たという感覚の中で、お話の中でとらえさせていただいたつもりでございます。

○ 川上委員

舞いおりたという意味はわからないという答弁ですね。いろんなところからいろんな話があったことは、もう次長が、直接当事者が認めておるわけだからあっておるわけです。

それで、市長は認識をもう少し深めたほうがいいと思うんですよ、入札制度改革の立場から。その中で、やはりこれはやっぱり2工区とか1工区という話じゃないよねという中で、建設部の中で、じゃあ何工区であればスムーズになるのかというようなことを検討したというんです。分離分割発注で地元業者の皆さんにどうこうという積極的な構えではないんですよ。建設部はあくまでも2工区か1工区でいきたいと。市長が言われた難工事、陥没も想定される難工事でしょう。だから、2工区で、ガパッとゼネコンでいきたいという考えだったんでしょう。ところが、いろんな要望とか意見があって、かみ合わないなら聞かなければいいという水準じゃなくて、聞いてしまったんですよ、これ。聞いて、何工区であればスムーズになるのかなというようなことで検討したというんですよ。そして、5工区。複雑な切り盛り土の図面が生じてくるわけでしょう。だから、発注者が工区割りについては、市長が原課から、担当部から上がったときに決裁しているわけだから、ここでいろんなことを言いにくいかもしれないけども、今改めて振り返ってみて、こういうやり方でいいのかというところが、チェックするべきところが幾つかあるでしょう。さっき副市長も言われたけど、いろんな話がいろんなところからというのも、職員の中からとか、職員の話は舞いおりてきませんよ、舞いおりてきたんだから。そういう意味では、この際、可決すればそれでいいというんじゃないでなくて、きちんと工区割りの問題については調査する必要があるんじゃないですか。どう思われますか。

○ 総務部長

私ども業者選考に携わっておりましたので、私どもも技術部局とは協議をさせていただいております。そういった中で業者の選考に当たりましては、技術力、それから地場業者の育成という観点の中で決定をいたすものでございますので、私どもも市長、副市長との討議の中で、適正に執行がなされたものというふうに確信をいたしております。質問者言われますような状況はございません。

○ 川上委員

部長の答弁は全然かみ合っていない。工区割りのことを言っているんだから。全然かみ合っていないでしょう。自分がかみ合っていないのがわかって、こういうところでそういう答弁を言われたらだめですよ。

それで、市長、こういうかみ合わない答弁を部長がやる状況ですよ、今。なぜそういうかみ合わない答弁やるのかも不思議でしょう。だから、次長がここまで答弁した内容について、市長、きちんと市長権限で調査させたらどうですか。そして、問題があれば問題があるで是正すればいいじゃないですか。なければなかったで市民に、あるいは議会に透明ですよと言えいいでしょう。調査してないんだから、調査をする考えはないですか。

○ 副市長

先ほども答弁いたしましたように、技術的に見ればそれはもう1工区であるのが一番、技術的な分野から見ればベストだというふうに、技術関係の方もそういう意見をお持ちの方もおられました。それか、分けても2工区ぐらいがベストであろうと。これはあくまでも技術的な分野から見た場合でありまして、ただ、私たちが何工区でいくかというのは、やはり社会情勢とかいろんな情勢を勘案した中で工区を決めていきます。その中で例えば、もう技術的にこれ以上分けられないよねというところになれば、その前のところで実際設計ができるのかどうか、実際現場でそれで工事がスムーズにいくのかどうか、そういうところを勘案しながら工区というのは決めていきますので、今回も職員といろいろ協議をした中で5工区ということになっておりますので、それは何も技術の分野で、さっき舞いおりたというような言葉を建設部次長が使ったということでございますけど、それはそういう意味で全部と協議をした中でという意味だというふうに私は理解をいたしております。

○ 川上委員

副市長がいましたからね、副市長の横で答弁されて、副市長はそれを認められたわけだから、この答弁そのものは否定できないですね。

しかし、理解しておられるんだけど、私が言ったような点で不明な点がたくさんあるでしょう。だから、市長の権限で今からでもきちんと調査をして、問題があれば問題があったと、是正すると、ないんであったら透明だよと、明らかにされたらいいと思うんですよ。それを調査する考えがないかと聞いておるんです。

○ 市長

調査の必要性があるかなと、私も結構頑固ですから、その問題に対して、本当にイレギュラーであるということであれば、これはちょっといかんぞという形では押さえませけれども、これは至極当然なことだし、今の流れから考えたら、このやり方がベターだと。だけど、私は先ほど言いましたように、難しいところはきちんと押さえないといかんから、ここだけはやらせていただきたいという部分に関して、私は押さえたいつもりでございますので、調査は誰を調査するかなと逆に思うぐらいでございます、必要ないというふうに判断させていただいております。

○ 川上委員

誰を調査するか、もう明らかじゃないですか。市長は自分を除こうとするでしょうけど、副市長から建設部長、次長、関係課長、補佐、係長、聞いていけばいいじゃないですか。どうしたことだったのかと。どういう業者からどういう要望があったのか、どういう政治家からどういう要望があったのか、職員間ではどういう要望が来たのか聞けばいいじゃないですか。時系列で押さえておるでしょう。そういうのを職員は記録する責任があるでしょう。だから、出しなさいと言えいいことなんですよ。だから、市長が間違い承知の納税通知で、西日本新聞の「ゆずごしょう」を読んで感想文を求めたでしょう、課長に。ところが、その後、また「ゆずごしょう」で、ごく一部の幹部の嘘は許されないと西日本新聞から書かれたでしょう。そのごく一部の部長クラスに読ませて感想文書かせないのも不思議です。それぐらいのことを市長はやられてきたんだから、私はそれについて大問題だったと思うんですよ、最初の「ゆずごしょう」を読んで感想文を一律に求めたというのは。しかし、市長がいろんなことを徹底しようと思えば、責任があるんだからできるわけですよ。今度のことは、「ゆずごしょう」の時は、してはならんことを私はしたと思う。今度は、しなきゃならんことをしようとしてないと思うんですよ。これはきちんとやるべきですよ。今言ったような、幹部に事情を聞いたり、接触状況を報告させたりする考えはないですか。

○ 副市長

先ほども答弁させていただきましたように、今回の工区割りに関係職員全部で集まって協議した結果でございます。ですから、その中でいろんな意見は出ました。出まして、それを集約したのが今回の入札結果だというふうに理解しておりますので、私も調査の必要はないというふうに考えております。

○ 川上委員

承服しかねます。議会でいろんな意見が出てますよ。あなた方も受けとめたり受けとめなかったりしたんでしょうけど、それは変なふうから舞いおりたわけじゃないでしょう。議会できちんと言ったこと以外に、あなた方の部下のところに変なふうから舞いおりて雑念を生じさせたという状況があるわけですよ。これについて調べないと、ここで市長と副市長がそろって言うのは非常に不可解です。この点を指摘しておきます。こんなことを続けておると、本当に入札制度を改革していけるのかということなんですよ。

それで、もう一つ聞きますね。同じ事案について談合情報が寄せられた。ところが、あなた方は委員会を開いたけども、談合情報には値しないとかいうことでまともに扱わなかったね。

そして、このようになったわけだけでも、落札業者は談合情報どおりであったのかと質問されて、答えない、あなた方は。答えてないでしょう。過去、合併前でも談合情報があったと、どういう情報があったかだとか、それが落札業者と一致しておったかとかいうのは、きちんと明らかにしてきたわけですよ。今度は、名前をどうのこうのどころか、談合情報どおりであったかという問いにも答えないんですよ。ものすごく不透明でしょう。民間企業では考えられんでしょう。こういうことが公共の福祉の拠点たるべき市役所で行われているんですよ、齊藤市長のもとで。こんなことやったら、先例になってしまうんですね。談合情報がありましたと、議会で聞かれても落札がそのとおりであったかどうか答えないということになってしまうでしょう。そういう先例を齊藤市長のもとで作っていくということになりますけど、どうですか。

○ 総務部長

質問者言われますように、私が本会議では答弁をさせていただきました。談合情報というのが、私は直接マスコミのほうに内容をお尋ねしたときに、うわさの業者さんがと、そこはいいんですが、くじ引き、竹の箸のくじ引き、これがわかるようになっていっていると、それで談合情報どおりの業者さんが落札をするんだというような誤った情報でございました。竹の箸では抽せんをする順番を決めるだけで、実際はあみだくじによる抽せんでもございましたので内容も違っておりまして、ですからこういう誤解のないように、調査委員会では、誤った情報ですので調査に値しないということで結論を出したわけでもございまして、そういう情報が入ったということでございましたので、公正な抽せん方法、これを考えて対応しようということで、対応させていただいたわけでもございます。そういうわけで、私どもとしては調査に値しないという情報に結論を出したということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

部長、その先を答弁してくださいよ。その先聞いているんでしょう。人の質問余り聞いてない。私、こう聞いているでしょう、さっきから。談合情報どおりの落札だったのかと聞いているじゃないですか。それを答えないのはなぜかと。このままいけば、齊藤市長のもとで先例になってしまうよと聞いているじゃないですか。そこを答えないと、今のは入り口だけですよ。

○ 総務部長

先ほど申しましたように、私はうわさの業者さんということで記者さんのほうからお話を聞きまして、名前は具体的には聞いておりません。それと、全く間違った情報でございまして、そういった情報の中で業者さんの氏名をどうのこうのということは、あくまでも私はうわさという話でしか聞いておりませんし、お名前を勝手な想像で言うことはできませんので、それは当然質問者のほうもご理解いただけたらと思いますので、本会議でもそのような説明をいたしたつもりでございまして。

○ 川上委員

私が理解しているわけないでしょう。そしたら、市長聞いてください。今の部長の答弁でいえば、うわさがあったので委員会を開いたということになるんですよ、副市長は。うわさであなの方委員会を開いたということになるんですよ。そうじゃないでしょう、きちんと情報があったわけでしょう。あったけど、あなた方に見れば内容に誤りがあったとかいうことになるんでしょうけど、私が言っているのは、その情報と落札の結果が一致しているのかどうかを聞いているじゃないですか。一致してないなら一致してないでしょう、一致しているんだったら一致しているって言えばいいじゃないですか。なぜそのことも答えないのか。おかしいんじゃないですか。

○ 総務部長

うわさの話ということではございません。私は、うわさの業者さんがということで記者さんのほうからお話を聞きましてというお話をしております。その方たちが談合をして抽せんですね、先ほど言いましたようなことをやるということですので、これは問題だということで調査

委員会を開催をいたしました。ですから、そういったことは実際にやっておりませんし、誤解を招くような抽せん方法、そのことについては私どもが談合に加担しているというような話になるものですから、その記者さんの情報は、それで調査委員会を開かせていただきました。私どもは、そういうことは一切やっておりませんし、そういうことでお話をさせていただいたつもりでございます。

○ 川上委員

それで、談合情報どおりの結果になったのかどうかについてはどうなんですか、先ほどから同じことを言ってますけど。答えないんですかと聞いているわけですよ。今後、それを先例にするのかということでしょう。さっきからそれを聞いているんですよ。部長の答弁は、自己弁護ばかりやっておるだけじゃないですか。私の質問に全然答えてないでしょう。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:40

再開 10:42

委員会を再開します。

○ 総務部長

一部うわさの業者さんが落札という結果になっていることは事実でございます。談合情報が一つではございませんでしたので、うわさというのが私が認識しているのが一つではございませんでしたので、質問者のご想像の業者さんかどうかわかりませんが、そのうわさのあった業者さんが落札をされたことは事実でございます。

○ 川上委員

今の答弁によって、今後、談合情報、あなた方が委員会開いた場合、そういう情報どおりの落札であったかどうかについては、きちんと公表するということを確認していいですか。

○ 総務部長

調査委員会にかけまして、そういった結果の業者さんが落札をしたということであれば、当然公表をいたします。

○ 川上委員

この点については、脱線したのを少しもとに戻りつつあるのかなという印象です。しかし、市長、先ほどの5工区の問題については、やっぱり市長の政治姿勢としてきちんと調査してもらいたいと、しなければ市長の政治姿勢が問われるんじゃないかということ指摘もし、調査を要求して、この条件付き一般競争入札実施に関わる質問については終わりたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 兼本委員

この入札状況を見ますと、ほとんどがもう最低制限価格でのくじ引きということに、もうほぼほとんどなっておるようですね。皆さん最低制限価格で応募してくじ引きということですので、最低制限価格というのをどのように設定するかというのは、今後の問題になるのではなからうかと思うんですね。最低制限価格というのは、私たちもよくわかりませんが、どういふふうにして最低制限価格を決定しているのか、その点はどんなふうになっているわけですかね。

○ 契約課長

最低制限価格につきましてでございますけれども、最低制限価格につきましては、ダンピング受注による工事の品質低下、それから下請業者へのしわ寄せ等の防止を図り、適正な履行を確保するために、予定価格が1千万円を超える工事及び就労事業に係る工事について設定をしております。この決定方法につきましては、飯塚市の契約規則第31条において、予定価格の10分の8.5から3分の2までの額の範囲において、当該工事または製造の予

定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合、その他の条件を考慮して、当該工事または製造ごとに適正に定めなければならないというところで規定しているところでございます。

最低制限価格の設定に当たっては、国土交通省からの通達の中で、地方公共工事契約制度運用連絡協議会というものがございますけれども、そこが採択した低入札価格調査基準価格のモデルを参考といたしまして、基準価格を適正に設定することということを受けまして、本市においてもこのモデルを採用しておりますところでございます。

○ 兼本委員

ダンピング防止と言いますけど、これはやり方によれば低入札制度というのがありますし、いろいろあるんですけど、最低制限価格、これを見てもみますと84%とか82%とか、上下水道部は若干下がりますけど、実際に落札率ですから最低制限価格が何%になっているのかちょっとよくわかりませんが、落札率で見ると、大体これが予定価格のパーセントだろうと思えますけど、大体最低制限価格もその工事工事によってまちまちで設定してあるみたいなんですよね。この工事のまちまちというのは、先ほどから言う難工事とか、いろんな工事の種別によって違うと思うんですけど、どのような感覚でやっているわけですか。

○ 契約課長

この最低制限価格につきましては、予定価格、この基礎となるものでございますけれども、一つは、直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額、それから、共通架設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額、そういったものを使った中で計算を行いまして、実際にこの最低制限価格を算出しておりますところでございます。これにつきましては、工事ごとに変わっていきますので、それぞれ設計が違ってきますので、それぞれの工事ごとにおいて計算をした中で算出しておりますところでございます。

○ 兼本委員

なかなかこのところは私どもはちょっと議員として工事のやつ、わからんわけですけど、最低制限価格というもともになるのは設計価格、予定価格ですか、設計価格がもともになると思うんですけど、設計価格は、今、公共工事は民間に比べて高どまりというような話があつてるわけですけど、いずれにしても、最低制限価格設けることによって、全員がくじ引きということで、もうはっきりいうと、競争性といえば競争性ですけど、これ、全部で最低制限価格で入れてるわけですから、競争性があるといえばあるようなものですけど、実際にその工事の業者さんの特色とか何とかというのは全然ないわけなんですよね。今後、この最低制限価格が、じゃあ本当に適切かどうかというようなものを、やはりこういう状況であれば、見直すことも私はある意味必要じゃないかと思うわけですけど、その点はどんなふうにお考えですか。

○ 契約課長

今、ご指摘を受けましたけれども、一つは最低制限価格に今10月末までの状況としましては、ほとんどのところで最低制限価格に応札しておるということでございます。これについては、いろいろあると思えますけども、こういった部分についても、今、試行期間であるということも考えまして、やはりこの最低制限価格に集中するといったところについても検討すべき一つではないかなと、そういうふうにお考えしております。

○ 兼本委員

じゃあ、今度ちょっとそれは別に置きまして、条件付き一般競争入札のこの「条件」というのは、どのような条件ということで考えておるわけですか。条件付き一般競争入札っておりますよね。この「条件」というのは、何を条件としているわけですか。

○ 契約課長

一つは、市内業者ということでございまして、今回、条件付きということで1千万円以上の工事につきまして、土木一式、それから、建築一式工事について実施を行うということで、原

則、市内業者に発注を行うというところでございます。

○ 兼本委員

私もそのように認識しておりましたけど、今度出ました工事につきましては、工事が難しいから条件付きということでゼネコンを入れましたというような答弁もあっておりましたよね。私は、ちょっと答弁が違うんじゃないかなと思っておりましたけど、そういうふうな答弁もあっておりました。

これから、こういうふうな難工事が、今から先予測されるのかどうかわかりませんが、こういうものがあるときに、今回のような条件を付けるときに、こういう時にはこういう条件を付けますよということをやっぱりきちっと明文化しておかんと、非常に今度のようにいろいろ問題が出てくるわけなんですよね。だから、やっぱり、今後、飯塚市の公共工事でこのような非常に難しい工事があるかどうかは私もわかりませんが、予測はできませんけど、もしも仮に今後こういうふうな難しい工事があるとすれば、あるいは、そのほかに一般的に考えられるように、例えば、特定の市内業者じゃなくして、一般競争入札は原則として大体これは市内業者をということやっておるわけですから、だから、市外業者を入れるということは、この条件付き一般競争入札からいうと、若干外れることなんですよね。だけど、今回はそういう難しい工事だからゼネコン入れましょうということで入れたわけですけど、今後、こういうふうな、例えば、ゼネコンを入れなければいかんようなものが出るというふうに想定されるとすれば、やはり何らかの形で明文化をしとかなんと、その都度その都度で、これには入れます、これには入れませんというようなことでは、やっぱり整合性はないと思うわけですけど、その点どのようにお考えでしょうか。

○ 契約課長

今回、条件付き一般競争入札を実施するに当たりまして、この実施要領の運用基準の中に、第2条の中でございますけれども、同種工事の施工実績に関する要件については施工に当たり高度な技術力、経験が必要な場合は、条件として設定するというところでございますけれども、今後これについても、やはり今回の鯉田の件もございましたけれども、この同種工事の施工に当たり、高度な技術力等々についても、契約課としては今後注意しながら、また整理して考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○ 兼本委員

いや、注意しながらということじゃなくして、その都度その都度でどういうふうにするかということも、これは予測不可能な工事ですから、一概に明文化するというのもなかなか困難なことだろうと思いますけど、やはり、例えば今度の場合も、過去10年間とか、いろんな10年とかいうような資料があるかないかわからんようなことで10年間、5年間でいいんじゃないかと思うのを10年間とか、だから、そんなふうなことで、何か工事実績とか何とか今言われてますけど、確かに工事実績あるかもわかりませんが、それを10年間とか、そんなんで長いスパンで必要なのか、例えば5年では駄目なのかとか、いろんな意味でやって、そして、競争性を持たせるということは、応募する業者さんが実際に30社あって、応募する業者さんが5社になった時には、これはもうやむを得んですよ、業者が応募するかしないかは業者の考え方ですから。だけど、30社あるのを、そういう厳しい条件を付けることによって、数社に絞り込むというのは、私たちはいかがなものかと思ったわけですよ。

だから、やはりそういう意味からいいますと、ある意味、競争性を持たせる、競争性を持たせて談合を排除しようということで、例えば、そういう目的でこれを試行的にやっているわけですから、そういう形からいくと、やはり今は試行ですから、だから、今の段階であれば、いろんなものを明文化が難しくあれば、要領でも何でもいいんですけど、そのところに、例えばどうするかというようなことを決めるとか、これは、いずれにしても、きょう、あしたの問題ではありません。まだ、こういう工事はまだいつ出るかもわからんことですから、でも、

やはり検討をしておくべきだろうと思うんです。そして、こういうふうにしたらどうだろうかということを出して、そして、ここで審議しながら、この程度ぐらいのものは決めとかなんといかないでしょうかというものは、やはり決めとかなんと、ただ、行政側がそういうふうな、その中にありますからこういうことでやりましたということで、一方的にぼんとふられても、我々はそれはいかなものかなという考え方があるわけなんです、現実問題あるわけなんです。だから、そのところをやはりきちっと私はすべきだと思います。

7月からやってまだ短い期間ですけど、大体おおよその流れとしては、もう最低制限価格で応募してくじ引きというようなパターンが大体決まってきましたよね。だから、本来でいうと、最低制限価格を割ったら、今は失格になってますけど、最低制限価格を割って出てきた業者さんはどう扱うのかということも、やはり今後は考える必要が出てくると思うんです。

例えば、1円入札とかいうことじゃなくして、この最低制限価格から、例えば、50万円なり60万円なり切ってきた業者さんが、出来ますよというような見積書出してきて、うちは絶対出来ますよと来たときには、いや、最低制限価格決めておるとから、もう下だったら失格だということでぼんと跳ね除けるのをいかなものかということも、これから先はやはり検討材料として考えるべきではなかろうかと思うんです。

ただ、そういう面では、この条件付き一般競争入札やっているわけですから、いろんなところで今やられて、もう全部見たらわかるように、1千万円以上の、ほかの業者は知りませんが、出ておるやつについてはほとんどもうくじ引きでしょう。だから、この最低制限価格を50万円でも切ったところはもう失格というような取り扱いをするのか。例えば、そのところに余裕の幅を持たせるのか、やはり私は、そういうふうな検討もしながらやっていくべきではなかろうかと思うわけですけど。これは私の考え方ですから、その点は行政側としてはどうとらえるかは別問題としまして、そういう意味ではやっぱり今から先、3カ月実施された後でこういう結果が出たら、どういうところに問題があるかというのをやっぱり原課としてはとらえて、少しまだ、我々の審議する期間まだ若干ありますので、もう少しよりよい方にとらえていった方がいいと思うわけですけど。その点どうでしょうか。

他市も、いろんなやっぱりことをやると、いろんなところで公共工事の魅力があるところと、民間企業に魅力のあるところと状況が違いますから、この間行ったところなんかはもう公共工事は魅力がないから、数十社あっても2社しか、3社しか応募しませんというようなところもありましたけど、いろんな自治体で違うと思いますけど、こういうふうな最低制限価格で全部くじ引きというようなところは実際他市の自治体であるのかどうか。もしもあっていたら、これをどういうふうに取り扱いをしているのかということも一応1回調べてもらって、私は検討してもらう時期ではなかろうかと思うわけですけど、いかがでしょうか。

○ 契約課長

ただ今申されましたように、今現在試行中でございまして、いろいろ問題点等々ございますけれども、そういった部分についても整理をした中で、今後十分に検討していきながら、また、どういったものがよりよい入札制度ということであるかを、その検討結果、また総務委員会なりに御報告をしながら取り扱っていきたいと、そういうふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

実は、先日の臨時議会の時に、所管の市民経済委員会に審査要望を二点いたしました。その一点目につきましては、招集のあり方について若干の疑義があるのではないかと。通常の7日間という枠の中ではなく、それを切った6日間という、中6日という形での招集について少し問題があるのではないかとということで、少し具体的に詰めて審査をしていただきたいということをお願いいたしました。

もう一点が、入札時における、落札後における、例えば仮契約、そして、本契約のあり方について、これも少し突っ込んで具体的に審査をしていただきたいということの二点を実は審査要望いたしておったわけですが、残念ながら歯牙にもかけていただけませんでした。

仕方ありませんので、今回、前段の分につきましては、きょうの審査には少し馴染みませんので外しますけども、これはまた別の機会でやりたいと思います。

今回の若干問題があると申し上げました、仮契約と本契約についてのあり方について少し議論をさせていただきたいと思っております。ただ、最初に申し上げておきますけども、この契約議案につきましては、最終的に議会の議決という事実がありまして、議会の議決をもって最終的な判断が議会もしておりますので、これについての異論を唱えるとかいうことでは全くございませんで、ただ、これからも契約について、例えば、仮契約もありましょうし、仮契約も経て本契約ということも当然あり得ますので、今後のためにも、きょう少し議論をさせていただきたいというふうに思っております。

そこで、まず、最初にちょっと委員長にお願いをしたいんですけども、飯塚市が請負業者と契約、仮契約も含めまして一本の契約という形でやっておりますけど、まず、契約書なるものがどのようなものであるか。それとあわせまして、否決された場合に、今回当初否決されたわけですが、否決になった場合に、部長は、その旨の通知を文書でいたしますということで、できましたらその文書を、業者に通知する文書を資料としてあわせて二点お願いしたいというふうに思っておりますので、委員長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたしますが、ただ今、永露委員から要求のあつております資料は提出できますか。

○ 契約課長

先ほど申されました建設工事請負仮契約書、それから、1・2工区の相手にいたしました平成20年9月30日付の建設工事請負仮契約の無効についての通知については提出することができますので、よろしくお取り計らいください。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、永露委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 11:05

再開 11:15

委員会を再開します。質疑ありませんか。

○ 永露委員

資料を出していただきました。そこでまずちょっと確認ですけども、建設工事請負仮契約書というものがございます。この中の7項目、7番目に、この仮契約は議会の議決の日から本契約として認められるものとするということで、この契約書一本で仮契約書と本契約書を兼ねておるわけです。恐らく、その理由が、恐らく契約時における印紙税の関係だろうと思うんですけども、そういう印紙税の関係から、本来ならば仮契約書は仮契約書、本契約書は本契約書というものが当然の姿だろうと思うんですけども、それを一本にした理由は、私が考えるに印紙税の関係だろうと思うんですけども、まずそうなのかどうか。例えば、そうであるとすれば、例えば、私は詳しくわかりませんが、契約書における業者サイドだけだと思うんですけども、業者サイドの金額によって印紙税が変わろうと思うんですけども、例えば、どの程度の印紙税がかかるのか、もしわかればお知らせください。

○ 契約課長

印紙税については、ちょっと今、手元に持ち合わせをしておりませんが、もう一つの、仮契約から本契約に至るということでございますけども、印紙税のこともあるかと思いますが、仮契約書そのものが議会の議決によって可決されたならば、それが本契約に移行するというようになっておりますので、通常こういった仮契約書を結んだ後に議会の方において議決をいただければ、それが本契約となるということになっておりますので、そういう仮契約から本契約になると。別々に本契約をまた結び直すということは、普通は行っていないところでございます。

○ 永露委員

ちょっと非常にわかりにくい答弁だったんですけども、私はそう思った。ですから、そういう理由があるから、この契約書一本でどちらも賄おう、と。通常は、議会から否決されるということを経験して一般的には想定をしないものですから、こういう形でもスムーズに今まで行ってきたんだろうと思うんですけども、たまたま今回こういう事態が起きたので、改めてこの契約書を見直してみたわけですけども、やっぱり本来の形としては、仮契約、本契約というものがあってしかるべきだと思うんですけども、だからといって、これが駄目だということにはなりませんけども、本来の姿としてはそうだろうと思うんです。その理由としては、やはり契約書を2回交わすことによる業者に対する負担増があるという、それを考えてのこういうシステムにしておるんだなということは、私は思っておるんですけども、何かそれについては否定されたようなされてないようなご答弁ですけども、それはそれで別に間違いだということをおっしゃるんじゃないですから、そういうことも当然勘案した中でのこういう契約書のあり方になっておりますということでは、それだけでいいんだと思うんですけども、ただ、そういう場合に、高額な印紙税が恐らく結構かかるんだろうと思います。億を超える契約書になりますから、結構な印紙税がかかるんだろうと思うので、そういうことも負担減を図るために、こういうシステムをとっておるということをおっしゃっても何も問題ないと思うんですけども、いかがですか。

○ 契約課長

今、申されました、そのような認識で結構だと、私もそういうふうに思っております。

○ 永露委員

恐らくそういうことで、私も理解をしております。

それと、通知の文書です、もう一枚いただきました。今回否決された内容についての業者に対する通知を文書でいたしておりますということで、その文書を出していただきました。

総務部長が、私が本会議での質疑をいたしまして、その中で総務部長は二度にわたって、相手方に議会で否決されたということの内容をお知らせをいたしました。どういう形で通知をされたんですかということをお伺いすると、否決されたことにつきましては文書をもって相手方に伝えておりますということで、この中でこの部長の答弁の中に「無効」という言葉が一度も出てこなかった。私が問題にするのは、もちろん議会の否決イコール契約できませんよということはもちろんそのとおりですけども、その契約できませんという内容の具体的なものがここに書かれております「無効」ということなんです。議会の否決イコール、この仮契約は無効になりますということが書かれておるんです。

結論は、あなたは、議会の議決が得られませんでしたということだけ申し上げられておりますけれども、一番問題なのは、その結果生じてくるものが無効でありますよということなんです。ですから、その通知の内容は、否決はもちろんですけれども、この「請負契約の無効について」ということでの表題になっておるわけでしょう。だから、結果はイコールですよ、議会の否決イコール無効ということなんです。だから私は、この無効という言葉をおっしゃったのは、少し答弁する時に無効という言葉が、これは非常にショッキングな言葉ですか

ら、「無効」というのは。議会で否決されましたという、イコールにしても、無効という言葉は非常にショッキングな言葉ですから、それをあえて言われなかったんだらうというふうに斟酌するんですけれども、その点いかがですか。

○ 総務部長

私が質問者のご質問に対しましてお答えをさせていただきました。確かに議会の議決を得られず、たしか本契約としての効力を発しないという説明をしたのではないかと思うんですが、ちょっと今、記憶は不確かでございますが、否決されましたので本契約としての効力を発しないという意味でございます。

○ 永露委員

その答弁の中に無効という言葉をあえて使わなかったんです、あなたは。わかっとるはずなんです、無効ということは。表題が無効通知ですから。結果は一緒です。一緒ですけども、言葉としては使わなかったというその気持ちはわかります。あんまり使いたくなかったんだらうと思うんです。

議会の否決があった9月30日付で、この請負仮契約の無効についてということで通知を出されました。恐らく先方には、その2日後か3日後かに届いてるはずですよ。ですから、9月30日にこの通知を出して、2日後か3日後に先方に届いた。通常、無効というのは、これ法律行為ですから、無効というのは、当初に戻って当初からこの仮契約書は存在しなかったものですよということなんです。それが無効なんですよ。あなたは、じゃあ、お尋ねいたしますが、無効という言葉をご理解されてありますか。

○ 総務部長

法律的に申しますと、質問者言われますように、無効とは当初から効力を発しない。ですから、仮契約が途中で仮に解除とかなれば解除とか施工の停止、そういった形の表現になります。私どもとしては本契約にならないと、最初から契約としての、本契約としての効力を発しないという意味でこういう表現にさせていただいております。

○ 永露委員

それは違う。違いますよ。無効という言葉は、これが仮契約にしろ、本契約にしろ、例えば、その契約そのものが無効という通知を出して、相手方にそれが到達すれば、その時点で、何の契約であれ、その契約書そのものが当初から存在しなかったものになるんです。当初から存在しなかったものになるんです、効力的に。部長、そういう理解ではいけませんか。

○ 総務部長

質問者のお話でございますけども、確かに無効というのは最初から効力を発しないということでございます、私どもとしては、この仮契約を途中から解除とかいう形ではございません。本契約、議決が得られませんでしたので、本契約、これが最初から効力を発しないという意味で、本契約の効力を発しないという意味で、こういう表現を使わせていただいたというところでございます。

○ 永露委員

いろいろ言われますけど、はっきり書いてあるじゃないですか。この建設工事請負仮契約の無効について。議会の議決が得られませんでしたので無効となりますので通知いたします。無効宣言ですよ。この仮契約書の相手方に対しての無効宣言ですよ。ですから、無効という言葉は法的に、無効という結論が出ると、結果を出すと、その通知をすると、相手はその通知を受け取った時点で、その契約そのものは非存在になるんです。さかのぼって、遡及でしょう。無効という言葉は遡及効果があるんでしょう。当初に戻ってその契約はなかったものになるんですよ。なかったものになるんです、それが無効なんです。厳密に言えば、私はこれは無効ではなくて取り消しだと思うんです。法的には取り消しだと思うんです。結果的には無効も取り消しも同じ結果になりますけども、若干違うのは、「取り消し」は一旦は有効なものとして認める。

ただし、いろんな条件整備がなされなかった場合に、これを無効となると。結局イコールなんですけど、取り消しも無効も効果としては最終的に同じ効果をもたらすんですけども、それはもうどちらでもいいんですけども、だから、あなたが考える無効と、法的に言われる無効とは若干ずれがありますよ。当初からこれは存在しなかったものになるんです、仮契約は。それが無効なんです。じゃあ、何でこんな表題の通知文を送るんですか。これは無効通知でしょう。違いますか、無効通知ですよ。この仮契約は無効となりますということでしょう。書いてあるじゃないですか。この仮契約は無効ですと。無効ということでしょう。

だから、最初、当初私は申し上げたのは、本来の姿は、仮契約は仮契約書、本契約は本契約書として結ぶべきなんです、本来は。ただ、それが今でいう便宜上、一本の契約書として作っておるだけなんです。だから、この仮契約書が一旦無効になった、その通知して相手に到達した時点で無効となってしまうから、改めてこれを提案しようとした時には、改めて仮契約書結ばなきゃいかんのです、本来は。それが本筋なんです。

ですから、今、一定の金額以上のものについて議会の議決を得るということになっておりますね。その間は仮契約を結ぶことにしておりますね。この仮契約を結ぶことの、今の飯塚市における根拠は、何を以て仮契約を結ぶことにしておるんですか。

○ 契約課長

この根拠につきましては、本市の契約規則の第54条、仮契約のところがございますけれども、市長は飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により仮契約を締結しなければならないというところでございます。

○ 永露委員

契約書を交わすということは、これは、行政法でも何でもありません。いわゆる法律行為なんです。ですから、契約を交わすということは、契約書を交わすということは法律行為なんですから、ここにその法律行為に掲げられております無効という言葉も、法律の中の解釈でやるべきなんです。その法律上の無効というのは、先ほど申し上げました遡及ありますから、最初に戻ってその効力を発しないということは、もうその時点でこの仮契約書は消滅するんです。仮契約書は消滅するんです。

ですから、新たにまたこれを、再提案等を含めてやろうとすれば、厳密に言えば、仮契約書を結び直さなきゃならんのです。だから、あなた方は、無効通知によってもこの仮契約書は生きておると言うことを言いたいんでしょう、そうでしょう。仮契約書はまだ生きておると。生きておると言うことを言いたいんでしょうけども、それと、法的なことと言われるこの無効という言葉は相入れんのですよ。無効という言葉は「死ぬ」ということですよ、法律上。あなたは、そういう理解をしてないんですか。無効になってもまだ生きておると言うことなんですか。私は法的には無効になれば、これは死ぬと思っておるんです、この契約書は、この仮契約書は。いかがですか。

○ 総務部長

この表現がどうかという問題がございますけれども、確かに質問者が言われるように、無効というのは、一番最初から効力のなかったもの、それを無効という法律用語では表現をいたします。一番最初から効力を発していないものです。ですから、この仮契約で話を申しますと、仮契約は当初締結をいたしまして有効でございまして、質問者言われますように、解除ないしは取り消しというような表現、もし仮契約の解除ということであれば、そういう表現が適当であろうかと思えます。

私どもとしては、この無効というのは、本契約、これが成立しないという意味でこういう無効という、最初から本契約としての、契約書としての成立をしないという意味で使わせていただきました。

○ 永露委員

いつも部長と意見が合わないので、部長の言われることも、行政上としては一理ありますよ。でも、私が申し上げているのは法律のことを申し上げておるんです。ですから、これは、契約というのは法律行為ですから、行政法で定められているものではないんです。法律上に行う行為、すなわち契約ですから、ですから、ここに掲げてあります無効という言葉も当然法律上の意義を持つ、法律上の意義を持っておるんです。ですから、法律上の意義は今あなたも理解されておりますように、最初からこの契約の効力は発しませんということですから、そうでしょう。極端に言えば、この仮契約書の存在がなくなるということなんです、効力を持たないということは、何の意味も持たないということでしょう。だから、この仮契約書はなかったものになるということなんです。なかったものになるんですよ、それが無効なんです。それが法的に無効なんです。この考えは間違いですか。

○ 総務部長

私といたしまして、文言の適当性どうのこうのという意見であろうと思いますが、本契約、これが最初から効力を発しないという意味で無効と、この建設工事につきましては無効となりますと、本契約としての効力を発しないという意味で使わせていただいたということですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 永露委員

この時点では本契約は関係ないじゃないですか。本契約なんかないでしょう、まだ。議会の議決を得た時点では。その時に存在しておるのは仮契約だけでしょう。対象となるのは仮契約書でしょう。だから、その対象となる仮契約書が議会の議決を得て、議会の議決が得られなければ無効になるということでしょう、仮契約書が。仮契約書が無効になるということでしょう。確認いたしますけれども、この仮契約書は議会の否決によって無効になるんですか、ならないんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:40

再開 11:50

委員会を再開します。

○ 総務部長

質問者のご意見につきまして、確かに文言としてわかりにくいというふうな文言ございます。今後反省点としてとらえまして検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 永露委員

わかりにくかったということですが、わかりにくくありません、非常にわかりやすいんです、私は。ですから、もうちょっとくどいようですが、ここに、この通知文の中に、もう明らかにもうここで述べられておるわけじゃないですか。「仮契約いたしました下記の建設工事につきましては無効となります」と。無効となります、現在形です。これが相手方に到達した時点で、無効となりましたになるんです。言っている意味わかりますかね。通知をして、相手方に到達した時点で確定するんですよ。それが法律行為なんです。確定するんですよ、無効が。出す時点では「なります」、当然。「なりました」にならんです。そして、相手方が受け取った時点で、これが過去形になり確定するんです。何が確定するか、仮契約の無効が確定するんです。そういうふうを考えるのが通常なんです。常識的なんです。私はそう思っております。いつもあなたと意見が違いますから、それはそれでいいんです。

お尋ねいたしますけれども、恐らくあなた方は、すぐ県の支援課あるいは顧問弁護士について意見を伺う、お尋ねをする。まず、いろんな問題があつてね、顧問弁護士とか相談をするということは、非常に内容的に問題があるということの認識の上で相談するんでしょう。あなた方

がきちつとこういうふうに、いやこれはこうだというふうに判断できかねる問題、非常に微妙な問題があるからこそ、顧問弁護士にも相談するんでしょう。顧問弁護士に相談するという事は、そういう認識があなた方にもあるということなんです。自信が持てなかったんでしょう。自信があったら、そんな相談しますか。ないから相談したんでしょう。では、聞きます。なぜ顧問弁護士あるいは県の支援課に相談したんですか。相談した理由は何ですか。いろんな微妙な問題を含んでおる、ですから自分たちだけでは判断できかねるから、顧問弁護士なり県の支援課に判断を仰いだということでしょう。逆に言えば、それだけこの問題は微妙な問題を含んでおるという認識を持ったからこそ、そういう行動をされたわけでしょう、違いますか。

○ 総務部長

旧飯塚市では、同一議案の再提案ということはございませんでした。それで、この分についてもいろいろ解説書もございます。私どもとして間違いのない議案を提案させていただくためにも、確認をとったというところがございます。

○ 永露委員

確認をとったんじゃないと思う。確認をとったんじゃないんです。恐らく判断を仰いだんですよ。あなた方が自分なりに判断して、これは間違いないと。ただし、念のためにとかいうことじゃなかったはず。最初からそういういろんな意見があったと思うんです。若干問題があるんじゃないかと。そういうこともあったからこそ、顧問弁護士にも相談したんでしょう。それが本筋だと思っただけなんです。それが本筋だと思っただけなんです。あなた方が確信持ってやったんなら、そういうことをするはずないじゃないですか。するはずないです。あなたの性格からいっても、そんなことをするはずない。

いわゆる原則的に、仮契約書と本契約書が一体となった契約書を今やっております。これはこれでもやってもいいと思うんですけども、ですから、こういう契約書を作ったのは、通常は議会から否決されるということを想定してないんですよ。してないんです。ですから、結構かかる印紙税等も割愛して業者の負担を減らそうという形の中で、こういうものを作り上げておるんですよ。でも、本筋は別々にやるべきなんです。本筋は別々にやるべきものなんです。それについてはいかががお考えですか。

○ 契約課長

今、おっしゃられました仮契約、それから本契約、別々にということがございますけれども、飯塚市においては、仮契約から議会の議決を受けた後に本契約として移行するというところがございますけれども、福岡県、それから他市の状況等それぞれ調べたわけがございますけれども、福岡県、久留米市、それから大牟田市については、建設工事請負仮契約書という形の表記をした中で、議決後ただし書きによって本契約に移行しているということがございます。ほかにも多くの自治体がそういったような状況の中で仮契約から本契約に至るということでもしておりますので、なお本市においてもこういった仮契約、それから議決を受けた後の本契約という形のものでいきたいと、そういうふうに思っております。

○ 永露委員

じゃあ、基本的にはもう現行どおりやりたいということですね。現行どおりやりたいという認識でよろしいんですかね。

○ 契約課長

ただ今申しましたように、今行っておりますような事務手続、そういった形でのものに進めていきたいと、現行どおりという形では考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。再開を1時といたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開します。ほかに質疑ありませんか。

○ 永露委員

時間も過ぎておりますので、もうそろそろやめにいたします。やめにいたしますが、先ほど私が、今回の仮契約と本契約の件につきましては、現実問題として無効になった以上、これは新たな仮契約を結ぶのが本筋であるというふうに申し上げました。今でも私はそう思っております。それは、あなた方が解釈上、いろんな解釈ありましよう。でも、本筋からいえば、それが筋である、それが筋だ。いろんな行政の本等にも具体的にそうすべきであると、そうするのが適切であるというふうなものも書かれてあります。今申し上げませんけれども、あります。あなた方も目にしてあると思います。それが本筋なんです。ですから、ただ行政上、執行部としていろんな内容のやりくり等についてはあることは認めますけども、でも本筋だけは見失わないようにしていただきたいと思っております。

それで、例えばこの仮契約と本契約の問題ですけども、これはいわゆる行政手続上そうしておるだけであって、法律的にはもう極論すれば何の意味もないんです。仮契約があろうがなかろうが、こんなものは意味がないんです、契約上は。そして、議会の議決も、これは契約上何の影響もないんです。ただ、行政法上、そういう手続を決めておるだけであって、市長が勝手に議会の議決を得ないで専決処分でもやっても、これは契約そのものは有効なんです。ただ、後に議会と市長との問題が残るだけであって、相手方にこれは対抗し得ないんです。この契約は有効になるんです。そういうものなんです。ですから、例えば我々はそうはいつでも、地方自治法を始めとする行政法上の中で、まず我々はやりとりをしておるんです。その中に例えばよく言われます「不適當ではあるが違法ではない」と、違法とまでは言えないというような言葉がよく使われますけどね、これやると何でもできるんです。これやると何でもできるんですよ。やってやれんことは何にもないんです。そんな手続は法的には何の意味もないんですから。やろうとすれば何でもできるんです。でも、なんでそれがあるかというのは、やっぱり市長を始めとする執行部側と議会との円滑な関係を保つべきであるというのが根底にあるから、そういう地方自治法上が、いろんなものが定められてあるんです。ですから、法的には問題ないからやっていいんだというふうな考え方を、できるだけそういう形をとらずに、やっぱり不適切と言われない方法を全ての面においてとるべきだと、私はそのことは申し上げておきたいと思っております。

いろいろ申し上げましたけども、今回の議会の否決という、まさに想定外のことでの出来事ですので、私も初めて経験しましたけども、そういうことは通常的にはあり得ないことですが、でも今回のようにあり得ることですから、そのような場合の対処方法について、今からでもきちっと執行部のほうで、対処方法について、議会側が納得していただけるような、そういう対処方法もやっぱりこれからきちんと検討をしていただきたいというふうをお願いしたいんですが、部長、いかがですか。

○ 総務部長

貴重なご意見と承りまして、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 川上委員

昨年の11月13日に行われた総務委員会に、執行部から入札制度について別冊ということで、平成18年度随意契約理由書の写しが出されております。146ページに、そのうち土地評価システム開発委託の随意契約理由書というのがあります。それで私は、この事業をめぐる契約行為を通じて、随意契約のあり方についてお尋ねをしてみたいと思っております。

そこで、委員長、飯塚市随意契約指針というのがあるんですね。そこで、これが随意契約の基本になりますので、資料要求をしたいと思っております。お取り計らいをお願いします。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただ今、川上委員から要求のあつております資料は提出できますか。

○ 契約課長

飯塚市随意契約指針についての資料は提出することができますので、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休憩 13:06

再開 13:07

委員会を再開します。

○ 川上委員

資料、ありがとうございます。そこで、随意契約について詳細なことはもう書いてもありませんので、私のほうからは省略させていただきたいと思いますが、1ページの「随意契約の意義」という項目、中ほどからこういうふうに書いています。5行目からですが、「すなわち、競争入札の方法は、専ら価格の高低で優劣を比較するものであるが、品質、性能等の要素が非常に大きなウェイトを占める場合には、価格だけで契約の相手を決めることが不利になる場合があり、そのような時は随意契約のほうが有利である。しかし、そのような随意契約の長所に対し、その運用を誤ると契約が特定の者に偏るなど、適正な契約が行われぬ恐れもある。このようなことのないよう厳正な執行に努める必要がある。」と書いてあるわけです。これ、飯塚市の指針なんですね。そのほかのところに、充実、改定すべき点もあろうかとも思うんですが、とりあえずこの観点から、先ほど言いました土地評価システム開発委託の随意契約について、お尋ねをしていきたいと思うわけです。まず、この事業の概要についてどういうものなのか、お尋ねをいたします。

○ 課税課長

事業の概要でございます。平成18年度から導入に向けて事業を行っております。平成18年度につきましては、航空写真の撮影、オルソ画像データ作成、地番図作成等を行っております。平成19年度、20年度につきましては、家屋図の作成、またデータ更新、その家屋のデータ更新等でございます。地目認定、宅地認定等の業務を平成20年度は行っているところでございます。

○ 川上委員

平成21年度、つまり来年4月から固定資産税の評価替えということなんですが、合併までに評価の基礎になるデータのあり方が1市4町でそれぞれ違っていたんですね。飯塚市は紙ベースというふう聞いております。穂波と筑穂はアジア航測のシステムが入っていて、庄内と穎田はGIS九州のシステムが入っておったということなんですね。それで、合併協議会の固定資産税の小委員会で、この飯塚の紙ベースをどうするのかという検討をなさってきたんですね。それを受けて、今度の事業ということになったんですが、合併前のことも後でお聞きしますけれども、この入札及び契約がどのように行われてきたかについて、簡単だと思うんですが、時系列的に説明してください。

○ 課税課長

平成18年の5月23日に、飯塚市土地評価システム開発委託ということで入札を行ってお

ります。同年5月25日に契約を行っております。金額が3,202万5千円ということでございます。それから、平成19年度、20年度につきましては、債務負担行為ということで、平成19年3月23日に入札を行いまして、平成19年4月1日、金額5,376万円ということで契約をいたしております。

○ 川上委員

先ほど私は随意契約と言いましたけども、合併した年、5月23日の入札は随意契約ですね。それで、この事業を行うについて決裁が行われておるでしょう。また、その決裁に基づいて随契理由書が執行伺いとともに契約課に回されているはずですね。そこのところを少し説明してください。

○ 課税課長

委員のおっしゃるとおりに、執行伺い書とともに土地評価システム開発委託の随意契約理由書ということで、5月1日付で平成18年度執行伺い書とともに回している、決裁を受けているところでございます。平成19年度、20年度につきましては、同じように執行伺い書といたしまして、4月1日付で随意契約の理由書の決裁を受けているところでございます。

○ 川上委員

平成18年の5月23日の入札に当たっては、事業そのものの決裁を、4月19日に起案が行われています。19日に起案が行われ、翌20日に決裁されています。この決裁印の上席は、当時の田中財務部長、次長がいなくて課長は加藤課長、中村課長補佐、以下係長、係となっているわけです。それで、もう一度言いますけど、4月19日の起案、20日の決裁、そして5月1日の随契理由書、資料に綴じられているものですね、契約課への送付と。5月23日入札、契約は5月25日と聞いています。それで、平成19年のほうになると、3月23日が入札と言われました。4月1日が契約と言われました。随契理由書は、4月1日に契約課に送ったということなんですね。入札の後に随契の理由書を契約課に送ったということになりますね、そういうことですか。

○ 課税課長

3月23日の入札ということでございますが、これは年度の関係がございまして。平成19年4月1日から19年度は始まるということで、これは契約課とも協議の上、4月1日付で書類等を作成いたしまして、4月1日付で処理をしているところでございます。

○ 川上委員

文書主義ではなくて、馴れ合いでやったということをお前は答弁したことになりますけど。3月23日の入札の時には、随契理由書は契約課に届いてなかったんですね。どうですか、届いていますか。

○ 課税課長

書類につきましては、先ほど申しましたとおり契約課と協議いたしまして、3月23日には契約課のほうに届いておったと認識しております。

○ 川上委員

4月1日付の随契理由書を3月23日に契約課に渡しておったということなんですね。そういうことですか。

○ 契約課長

このことにつきましては、事前準備行為ということでございまして、4月1日からの年度の委託ということでございますので、実際問題として4月1日付で一連の行為が行われるような事実行為をするということになったわけでございますけども、委託契約においてその年度ということからしまして、事前準備行為ということで3月23日に入札を行い、4月1日付の契約ということでなったものでございます。

○ 川上委員

あなた方がそうやって平然と答弁されているからには、今後とも準備行為という口実さえあれば、随契理由書がなくても入札を行えるということを確認持って言われていることになりそうですけど、そういうことですか。

○ 契約課長

随意契約の理由書そのものについては、原課と契約課の中で、実際には理由書は参っておりますけれども、実際の4月1日契約ということで事前準備といった形の中で入札を行ったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 川上委員

私が聞いたのは、3月23日の入札をしてくださいと、4月1日付の文書を持っていくという行為をあなた方は今後もするんですねということを聞いているわけですよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:20

再開 13:21

委員会を再開します。

○ 契約課長

準備行為ということでございまして、実際には4月1日から契約するわけでございますけれども、随意契約の理由書、今回の随契の理由書、それからその他の委託についての年間の委託契約等ございまして、これについては事前準備行為といった中でさせていただいておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:22

再開 13:22

委員会を再開します。

○ 契約課長

実際問題といたしまして、4月1日付ということで一連の行為が行われるように事実行為をすることはやむを得ないというふうに考えておりますので、今後につきましてもこういった形での事務的作業をとり行っていきたくと、そういうふうに思っております。

○ 川上委員

8月23日の入札の随契理由書を9月1日に今後出すというのも同じですね、あなたの今の答弁は、そういうことでしょうか。事前準備行為であれば、理由書なしにどんどん入札することを行っているんですよ。違うんですか。そういうことだったら、何のためにこの随意契約理由書とか作るんですか。事前準備行為と言えれば何でもできるんですか。

○ 契約課長

年度をまたぐ場合、当該年度におきまして、4月1日から年間委託とか、そういった部分について発生する場合について、どうしても事前準備行為といたしまして3月中にそういった行為を行った後に、4月1日付で契約を行うということにしておりますので、新年度における取り扱いということでご理解いただければと思っております。

○ 川上委員

じゃあ逆に言うと、4月1日に契約しなければならないという理由も必要になってくるんですよ。4月1日契約だから事前準備行為をしなければならないという、あなた方の言いわけになるわけでしょうか。なぜ4月1日ということになるのか、不思議でしょう。これはもともと不思議なんです、この事業は。この不思議な事業を随契でどんどんやってきていると、2回ですけどね。今年度いっぱいまでやろうとしている。この随契であなた方が仕事をさせてきた会

社がGIS九州でしょう。庄内と穎田で仕事をしてきた。この会社は今どういう状態にありますか。

○ 契約課長

この株式会社GIS九州でございますけれども、本社は現在、福岡市博多区東比恵3丁目5番2号でございますけれども、実際、この会社につきましては、指名停止、本市が指名停止をしておりますけれども、平成20年1月4日から平成20年11月3日まで10カ月間の指名停止をしておったところの業者でございます。

それから、営業停止、これは国交省の九州地方整備局が営業停止を行っておりますけれども、この期間につきましては、平成20年9月26日から12月24日、90日間の営業停止というところでございます。

○ 川上委員

このGIS九州というのは、株式会社パスコの子会社ですね。このパスコは、全国にGIS何々とか、地方名を付けたのが全国に展開しています。最近、一、二社解散したところもあるようですけど。どうして指名停止になったのか、どうして営業停止になったのか、そこも説明してください。

○ 契約課長

これは唐津市発注の航空写真撮影業務で、社長山口和美ほか2名が共謀いたしまして、GIS九州に落札させようと計画をいたしまして、公正な入札を妨害した疑いで逮捕されたことから、これの新聞報道により本市においては指名停止をしたところでございます。

○ 川上委員

本市の随契の業者がこういう重大犯罪を引き起こして営業停止までなっている状態があるわけでしょう。もう少し真剣に事態を把握する必要があるんじゃないですか、契約課としても。ちょうど本市が5月25日に契約を結ぶでしょう、その2カ月後ぐらいに唐津市は合併から半年後ですけども、やはり固定資産税の評価統一という仕事が必要だということになって、指名競争入札で航空写真を撮るわけでしょう。そのときに予定価格を漏らしたりした部長がおったわけでしょう。それが7月26日ですよ。12月になってくると、今度はプロポーザルで評価統一システムの入札をやろうとする、入札って言いませんけどね、プロポーザルでやろうとするでしょう。そうすると、指名5社のうち3社が当日欠席して、残る2社がいるんだけど、その1社がGISですよ。GISは、予定価格を超えて入札するんですよ。もう一社は、最低制限価格を割り込んだ入札をするんです。飯塚市の場合だったら、だれも当選しませんね。ところが、唐津市はこのGIS九州を当選にしたんですよ。それは冒頭陳述で起訴事実を指摘されてますけど、もう当事者が認めてますからね。入札室で起こった出来事です。予定価格を超えたのに予定価格内だとしてくれと、それが通ったわけですよ、このまちでは。そういったことが起こったんだけど、この受注合戦、当局への働きかけというのは、もう長い前から起こっているんですね。平成18年の4月には、市役所のOBがGIS九州に顧問として天下っているでしょう。天下っているわけですよ。元総務部長が、会社の山口という社長さんと仲介をした不動産業者、三者で結託して競売入札妨害罪、その次は贈収賄までいくわけですね。その下工作をしたのは、大体6月です。その時に彼らは、飯塚市並みにしてくれと言うんだけど、この部長が聞かないということを行っているんですね。飯塚市並みとは何かというと、随契ですよ。唐津はどうしても入札と言ったので、予定価格を漏らしたわけですね。そういう事件が起こったわけです、唐津では。

それで、私はまさか同様のことが本市においてなかったか、合併を前後した時期に、と心配するわけです。それで、随契理由書が納得いかない面があるんです。最初の資料の146ページの。この随契理由書を少し説明してもらえますか。

○ 課税課長

随契理由書に記載しているように、幾つかの優れた点がございます。特に、印字を重複することのないように自動で調整する機能と、ウェブ方式の採用により既存の基幹業務用端末を使用でき、導入コストの削減ができる点が優れておりました。特に印字につきましては、本市では地番、地籍、地目、所有者等の印字を出しております。その印字を重複しないで自動で調整ができ、地籍図として発行することができます。また、その他、データの即時更新などができることなど、他社のシステムより勝っているところがございます。

○ 川上委員

たったそれだけの理由で、8,578万5千円の事業をこのGIS九州にさせるという判断をあなた方はしたわけです。ところで、私がお聞きしている範囲では、平成17年度、合併協議会、固定資産税の小委員会の中では、このGIS九州とアジア航測、その他名前を明らかにしない二つ、4社で優劣を比較したんですね。ところが、どこにするかについては決まらなかったんですね。あるいは、小委員会でそういうところまで踏み込んでいいのかという議論もあったようですが、いずれにしても決まらなかった。新市が発足したのは、平成18年の3月26日でしょう。導入について起案があったのは4月19日ですから、もう本当に20日プラスアルファぐらいでしょう。この間に決め切れなかったことを決めてしまうんですよ、新市発足と同時に。どういう作業をしたらこれだけの判断ができたのか。このころは微妙なんですね。旧飯塚地区の問題ですから、平成17年度の総務部長、当時飯塚の総務部長は上田さんですね。それから、税務課長は加藤さんです。それから、新市になっての直接の担当は田中財務部長、それから加藤課税課長、中村補佐ということになるんですね。契約のほうは、坂口部長と井上契約課長という、そういう布陣なんですよ。基本的には原課のほうでしょうから、20日余りの間にどうしてGIS九州が立派だと、8,578万円の仕事をさせようという決断をするに至ったのか、そここのところを説明してください。

○ 課税課長

先ほど委員がおっしゃられましたとおり、合併協議会の税務分科会固定資産小委員会において協議がなされております。内容につきましては、委員がおっしゃるとおりでございます。その中でGIS九州、それからアジア航測、ほかの2社で検討を行っております。伺いにつきましては、4月19日起案、4月20日決裁ということになっておりますが、これはあくまでも起案、決裁の日にちでございます、その前につきましても種々の検討がなされて、こういう結果になってきたものと思っております。

○ 川上委員

「種々の」というところが一番重要なんですよ。新開課長は当事おられなかったのだからわかりにくいと思うんですね。きょうは幸いに、当時の課税課長、加藤さんがおられますので、当時の「種々検討した」というところを思い出していただいて答弁してもらいたいと思います。答弁を求めます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:39

再開 13:46

委員会を再開します。

○ 課税課長

先ほども申しましたが、本市では公図等を発行しております。その際、印字が重複して見えないとかいう状況が他社のシステムではございます。GIS九州におきましては、このあたりを自動で調整し、文字の大きさ等を変えまして、発行する上では地番・地目等が重複しないように見やすい公図が発行できるということで、住民等のサービスに対してもこういう部分におきましては大きなメリットがございます。

それから、先ほど申しましたが、ウェブ方式でデータの即時更新が可能であるということ。それから、既存の端末にて運用が可能であるということ、それから、データ整備におきまして、地理及び業務に精通しているということでございます。

○ 川上委員

その質問はその一つ前の質問に対する答弁ですね。私が今お聞きしているのは、合併前に決まらなかったことが、合併から20日余りで、そのGISに随契でということをおなの方決めていくんだけど、決めていく過程でどういったことを検討したりしたのかと聞いたわけですよ。そしたら課長が、種々検討したみたいなお話を言われたんで、種々ぐらいじゃわからんから、じゃあ、当時の課長ならよくわかるだろうということで、当時の課長を指名して答弁を求めたんですよ。暫時休憩までして出てくる答弁がそれじゃあ、当時の課長は何も役割を果たしてないですね。もう一度きちんと、20日余りの間どういう検討したら8,578万円をGIS九州に仕事としてやろうという結論が出るのか、その過程を聞きたいわけですよ。

○ 課税課長

合併前の、先ほど申しました税務分科会固定資産税小委員会におきまして、このGIS九州を導入するということは基本的には決めておりました。ただし、新市にならないと、そういう契約、また決定ができないということで、こういう状況で小委員会において、基本的にはシステムの導入につきましては、GIS九州が勝っているということで話が進んでいたところでございます。

○ 川上委員

合併前に合併協議会でもう決めていたと。それで、田中部長と加藤課長は、その決定に基づいて仕事したまでだというふうに関聞こえますけど、そのとおりですか。

○ 課税課長

委員のおっしゃるとおりです。

○ 川上委員

じゃあその合併協議会で決めたという事跡を資料として要求します。委員長、取り計らいをお願いします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:50

再開 13:52

委員会を再開します。

○ 課税課長

委員のおっしゃる資料はございませんので、提出はできません。

○ 川上委員

いいですか、くどいですが、この事業は結果的にということかもしれませんが、数字的にいえば8,578万5千円投入する事業でしょう。それを、GIS九州という、ちょうどそのころ唐津市でワイド合戦をやっているような会社に、あなた方はここが一番優秀だと決めたというんです、合併前に。ところが、その決定を確認するものがないと言うんでしょう。誰かの頭の中、誰かの腹の中にあることをここでぼんと言っているだけじゃないですか。とすると、当時、飯塚地区の問題ですから、合併協議会でもしかるべき責任にあった上田部長、当時の加藤課長に聞くしかないでしょう。当時の加藤課長が、決まっておったということをお認めになるのであれば少し信憑性が出ますけどね。あなた方、事跡もないのに、誰から聞いたらそんなことが言えるんですか。だから、加藤課長、答弁してください。そのとき、GIS九州に決めておったかどうか。県警が聞きたいのとおんなじことですよ、これは。

○ 委員長

暫時休憩します。

(委員長席交代)

休憩 13 : 54

再開 14 : 08

○ 副委員長

委員会を再開します。

○ 課税課長

先ほど合併協議会で決定したような誤解を招くような発言をいたしました。これはあくまでも小委員会で方向づけを決定いたしましたものでございます。あくまでも決定につきましては、新市になりまして決定したということでございます。

○ 川上委員

そうすると、大体その合併協議会の固定資産税小委員会が方向性を決定するとかいう権限があるかどうかというふうに思うんですよ。小委員会の上部機関で、上部のところで確認したんですか、それは。

○ 課税課長

税務分科会では決定はいたしておりません。

○ 川上委員

そしたら、副市長、どういうことになるかという、頭の中にあったというだけなんです。そういうことで、結果として8,578万円も特定の企業に出すということが、方向性として決まっておりましたからというだけで、合併した後、20日余りの間、何にもしないで、起案がされて、決裁までされて、随契理由書が出て、自動的に税金が流れていくというようなことなんです。なんでそんなに呑気に税金の流れをあなた方は見ることができたのかと私には思うんです。この8,578万円の財源は何ですか。

○ 課税課長

一般財源でございます。

○ 川上委員

副市長、なぜこういう答弁するかなと思うでしょう。市町村合併推進特例交付金10分の10じゃないですか。特例交付金でしょう。幾らかかってもいいんでしょう。あなた方の今の発想で言えば。だから、そういう無責任なことが言えるし、やってこられたんじゃないですか。合併特例交付金じゃないですか。ちょっと確認してください。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休憩 14 : 10

再開 14 : 11

委員会を再開します。

○ 課税課長

訂正させていただきます。一般財源ではございません。福岡縣市町村合併推進特例交付金が当たっております。

○ 川上委員

10分の10ですね。それで、随契がこういうふうに安易に流れてくる背景の一つはわかったでしょう。県から来るお金と、これは膨れれば膨れただけ、小さくやれば小さいだけ全部見てくれるわけでしょう。だから、あなた方は、そういう無責任なことが言ったりできたりしたんだと思うわけです。合併協議会だって、さっきからの答弁から言えば、事務レベルの何人かが集まってGIS九州で行きましょうなんていうことを、その方向性を確認しましたとか、あり得ないでしょう。どれだけお金がかかるか想像がついておったでしょう。唐津の場合は1億

8千万円ですよ。1億円規模だと思ったと思いますよ。そういうのを、部とか協議会の役員があるじゃないですか、そういうところも知らないで勝手にやったはずないでしょう。だから、GIS九州を追いかけた佐賀県警が、飯塚市の幹部に注目するの当たり前ですよ。それで、佐賀県警から事情聴取を受けたでしょう。受けたか受けてないか答弁してください。

○ 課税課長

委員のおっしゃるとおり、佐賀県警から2名の方がお見えになりまして、そのGSIについてお聞きになって行かれました。

○ 川上委員

私が今から聞くことぐらひは、捜査上の秘密とか、そんなこと言わないでくださいね。いつのことですか。それから、事情聴取に応じたのはどなたですか。

○ 課税課長

ことしの1月8日です。私、課税課長と、当時の課長補佐の中村補佐、それから、当時係長でございました松岡、現在の課長補佐でございます。以上で3名でございます。

○ 川上委員

1月8日と言われましたか。

○ 課税課長

1月8日でございます。

○ 川上委員

ほかに聴取を受けた方おられませんか。

○ 課税課長

私の知る限りおられないと思います。

○ 川上委員

平成17年、18年当時のことを聞かなければならんわけです。それで、きょう幾つか聞いてきましたけど、まともな答えがないです。それで、この件については、飯塚市の随意契約指針がこのままでよいかどうかということにも関わりますので、引き続きこの件について今後質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。きょうは以上で質問を止めたいと思っております。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休憩 14:13

再開 14:13

○ 副委員長

委員会を再開します。ほかに質疑ありませんか。

○ 原田委員

きょう資料でいただきました入札実施状況なんですけれども、これ見てみますと、ほとんどが今くじ引きというんですか、最低制限価格による、これになっておるようでございます。安かったらよからうということじゃなくて、これやっぱりいろいろと今後整備しなきゃいけない問題点もあるかと思うんです。その第1が、例えば、この最低制限価格で工事を請け負ったその箇所を管理する技術者等が今現在どういう状況にあるのか。果たして十分に、現在では企業責任に沿って信用しておりますということなのか。それとも、最低制限価格で落札した業者のこういう工事のそこにはきちんと管理監督がなされておるのか。その現在の状況をお尋ねしたいと思っております。

○ 契約課長

最低制限価格の応札等々、そういったものに関係なく、その工事の契約等につきましては、実際に管理技術者、管理者等のチェック、そういったものについては十分確認をしておるとこ

ろでございます。

○ 原田委員

管理はきちっとやっているということですよ。じゃあ、その現在の技術職の職員数なんですけども。

○ 契約課長

失礼いたしました。事業者の方の技術管理、そういったもので私は思っておりましたので、申しわけありませんでした。私どもの職員ということの技術者ということでございます。それについては、監督員として実際に検査をしておるところでございます。

○ 原田委員

だから、その工事にはきちんと職員が行って、そこで管理なんかもきちっとやっているということでしょう。そう考えていいわけですね。ちょっと確認させてください。

○ 契約課長

技術職員、監督員として現場において指導をしておるところでございます。

○ 原田委員

私は、職員の、要するに技術職員さんの質の向上というか、こういったやっぱり技術職の教育というのも今後必要になってくるんじゃないかなと思うわけなんです。現在、果たしてその技術職員がそれだけの数いらっしゃるのかどうか。今、十分なんですか。それをちょっとお尋ねしたいんですが。もうこれだけ最低制限価格でずっと行ってる、何回あってますか、これ、かなりの工事数があってますけど、間に合ってますか。

○ 行財政改革推進室主幹

技術職員、昨年度、平成19年度が大体95名、それから、今年度の当初が87名ということで、これにつきましては、年度始めに各課ヒアリング等を実施いたしております。その際には、今の体制で問題等については所属長からはお話は聞いておりません。

○ 原田委員

問題は聞いてないということですけども、この95名、ことしは87名って今答弁がありましたけども、この87名の方が全て、そういったきちっと管理する技術はお持ちなんですか。全てじゃないでしょう。だから、こういった職員の方々をやっぱり育てていく、研修する必要もあるかと思うんです。そういったことは現在どうなっているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○ 人事課長

技術職員の研修についてのご質問でございますけれども、人事課の方で毎年度実施しておりますのが、国土交通省あるいは県あたりが実施をいたします研修の方へ技術職員の中級職それぞれの持ち分、また、研修の内容を加味いたしまして派遣をしておるところでございます。具体的にいきますと、東京都小平市の方でございます建設研修センターへの研修、あるいは九州地方整備局で行われております研修、また篠栗の方でございますけれども、福岡県建築技術研修センター、ここで実施されます研修等に参加をさせておる状況でございます。また、当市の技術職員の技術職についてのご心配かと思っておりますけれども、一例といたしましては、近年実施をいたしました明星寺川の下水道工事、あるいは飯塚橋の改修工事でございますが、ここに県からの要請がございまして、飯塚市の技術職員の派遣をしておりますが、非常に高い評価を得ておるところでございます。

○ 原田委員

研修があつてということですけど、どの程度あつて、例えば、1人の個人が年に1回毎年受けているものか、それとも、1回受けてそれで受けっぱなしで終わりなのか、そこら辺ちょっと内容わからないんですけども、こういった形態なんですか。もうちょっと詳しく教えていただいてもいいですか。

○ 人事課長

ただ今ご紹介いたしました研修につきましては、これは、それぞれの職員につきまして複数回参加ということは考えられませんので、順次、順番を決めて実施しておるといような状況でございます。また、全職員必ずこういうふうな研修を受けなければならないということでもございませんで、OJTと申しましょうか、職場内で研修を受けてきた職員からの報告とか、ほかの職員への周知等で技術力の向上につながっておると思いますし、また、日々の業務の中で、先輩、後輩で技術力の向上に努めておるといふふうに認識をしております。

○ 原田委員

今、聞きますと、1回こっきりというふうなとらえ方できるんですけども、違うんですか。違うっていつて総務部長首振ってありますけど、そうなんですか。1回こっきり行っただけで、後は引き継ぎで内部勉強会やっているというふうにとらえたんですけど、そうなんですか。

○ 人事課長

ただ今一度限りというようなお話をいたしましたけれども、ちょっと確認をいたしますと、複数回同一の職員が行ったことがあるそうでございます。ただし、異動によりまして、担当する技術の分野が異なりますので、そういう場合については複数回参加をしたこともあるということでございます。

○ 原田委員

複数回ということで、結局あと内部で勉強会的なものは当然おやりになってあるんだろうと希望を持っておるわけでありましてけれども、本当にこれだけ最低制限価格がずっと続きますと、以前永露委員の方から出ておりました粗利益の問題という、高どまりであれば、以前であれば平均9.9%なんていうのが西日本新聞にも出ておりましたけども、今こう見ますと73%とか、もうそんなんじゃないですか。73%といたら、素人考えでいきますと約3割近く企業収益が落ちていると。これは、皆さん方が説明されるには企業努力で云々ということをおっしゃいますけど、頭からもう3割違うわけですよ。これは厳然たる事実なんです。本当にきちっとした工事がなされておるか、これは信頼しないわけ、疑ってやるというわけじゃないんですけども、やはり行政として、請負業者に対してきちっとやっているかどうかというのを監査するというのは非常に大事なことかと思うんです。今、そういう職員体制、それから、研修体制をお聞きしましたけども、今後の、例えば、この技術職がそろそろ退職迎えられる方とか、今後採用の予定があるのかとか、そういった人事の異動があるかと思うんです。この場合、こういったことは今後どんなような形で計画されてありますでしょうか。

○ 人事課長

一部、行財政改革推進室の所管にも触れるかと思っておりますけれども、ただ今ご質問の技術職の今後の採用計画ということでございますけれども、一つございますのが、新市になりましたの業務量がどの程度になるのかという捕捉がまだ完全に終わっていない状況がございます。その理由といたしましては、現在議会の方でもご審議いただいておりますが、公共施設のあり方、これがどういふふうにとまるのかということ、これは非常に今からの技術職の業務量ということにも関連はしてまいります。そういうふうなものについての見通しも一つは必要ではなからうかというふうにご考慮しております。

また、今ご指摘がありましたように、定年退職をしてまいります職員の再任用の問題もございまして。現実に今、技術職員についても充足しておるといふことでございますが、再任用も含めての配置で賄っておるといふ状況もございまして、そこら辺も今後の組織機構の中での技術職の配置、それに大前提となりますのが業務量の把握ということになってこようかと思っております。そういうものを総合的に見ながら配置を考えていこうようになります。また、再任用についても、希望するのかもしれないのかという問題も出てまいります。今、具体的なご答弁というのはいけませんけれども、そういうものを総合的に見ながら進めてまいりたいというふうにご考慮

おります。

○ 原田委員

すみません。ちょっと物わかりが悪いんですけども、公共施設の関係というのは技術職とどうつながりがあるんですか。ちょっとそこわかりにくいんですが、どういった形で、公共施設のあり方検討委員会でのことが技術職とどうつながってくるんですか、ちょっとわかりやすく教えていただけませんか。

○ 人事課長

申しわけありません。一例として申し上げましたんですけども、例えば、公共施設の中の一つとして、学校を取り上げるならば、学校の統廃合の問題が出てこようかと思えます。これにつきましては、建物だけではなくて、例えば、新規の建てかえということになれば、造成工事から含めての技術者の業務量が増えてくる可能性もございます。そういう意味で先ほど申し上げております。

○ 原田委員

ありがとうございました。今の部分はよくわかりました。

それで、ちょっと戻りますけども、例えば、再任用にしても5年間ですね、あれ。65歳まででしょう、確か。いずれにしても幅がちょっと延びただけで、入れ替えが続いてあるということは、もうこれは十分考えられるわけですよ。特に、今からは団塊の世代の方がぞろぞろともう退職される時代になっております。技術職というのはやっぱり経験と、もう裏打ちされているのがやっぱり一番重要なと思いますけども、そこで、再任用でというのは、私は一時凌ぎに過ぎないと思うんです。新しく補充する場合、今後の計画というのは、この工事の内容が困難で、今からほとんどこれで行くと思います。非常に厳しいですよ。24社でくじ引きですよ、これ、3番目なんか。聞き及ぶところによると、企業では、くじ引きする方は滝に打たれてこいとか、お参りに行ってそれからそのまま入札行くとか、もうそういったことがなされておるようでございますけども、そういったものを管理する今後の若い世代の技術者をどのように育てていくのか。だから、どこかで採用しなきゃいけないんですよ、これ。もう再任用というのは一時凌ぎですよ、5年間の粹しかない。5年たてば同じことになるじゃないですか。今後の見通しだけで結構ですけども、ここであんまり言うことじゃないのかもしれないですけど、見通しだけでも結構です。計画があれば教えていただきたいと思えます。

○ 人事課長

新規採用についての計画のご質問でございますが、これについて、私どもも否定的な見解は持っておりません。先ほども申し上げましたように、適正な配置数というものが確認されますならば、年齢階層という問題もございますので、新規の採用についても計画ができるものというふうに考えておりますが、ただし、ご指摘の点でございます最低制限価格での応札というものが多という問題でございますが、これにつきましては、技術職員の採用の問題というよりは、その設計の内容が適正であるかどうかというようなことかと思えます。この部分については私ども、別の視点で考えておまして、組織の中でこういうふうなものをチェックできる箇所をつくってみてはどうかというようなことも、行革推進室の方とも話をしているところでございます。先進地におきましては、契約担当課の上に工事検査官というような職を置きまして、技術的な対応もとっておる。また、行革の一環としまして、その工事の工程、やり方につきまして、全て洗い直すというような取組みをされておる事例もございます。採用というよりは、そういうふうな組織の中にポストを置いて管理をしていくということも一つの方法ではなかろうかというふうに現在検討しておるところでございます。

○ 原田委員

非常にそういった組織づくりというのも大事かと思えますが、結局は人ですよ。人で決まるわけでありまして、今後やっぱりこれについてはきちっとした研修なり勉強会なりやって

いただいて、先ほど言われましたように、図面見たって、私どもは素人ですから全くわかりません。これはどうなっているとか、ああなっておるとかわかりませんが、そのくらいがこう見て、図面等が間違いない、きちっと行われているというぐらいの確認ができるくらいまでの技術はやはり、それぞれの職員さんが持ってなきゃいけないんじゃないかなと思うと思います。ぜひ前向きな方向で御検討いただければと思います。

○ 副委員長

暫時休憩します。

(委員長席交代)

休憩 14 : 35

再開 14 : 35

○ 委員長

委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。